議員提出議案第10号 **交野市議会委員会条例の一部改正** 議員提出議案第11号 **交野市議会会議規則の一部改正**

1. 改正の目的

新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等の有事の際においても、委員会の活動を停滞させることなく、継続して行うため、オンラインによる方法を活用した委員会を開くことができるよう、条例及び規則を改正する。(施行期日:公布の日)

- 2. 改正の内容
- ①オンラインによる方法を活用した委員会を開催できる条件
 - 新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延 又は 災害等の発生 等により 参集が困難な場合

ただし、次の場面ではオンライン開催又はオンライン出席不可

- ➤ 秘密会
- ★ 表決
- 正副委員長の互選
- ②オンラインによる方法で出席できる者 委員、理事者、公述人、参考人、委員外議員、請願の紹介議員
- ③オンラインによる方法を活用した<mark>協議等の場</mark>を開催できる条件
 - 招集権者が必要と認める 場合 (参集が困難な場合に限らない)
- 3. 関連サイト : 令和2年4月30日 総務省の通知 https://www.soumu.go.jp/main_content/000750362.pdf

交野市議会委員会条例(昭和47年条例第24号)新旧対照表

文式中俄公女兵公米的(咱们4 / 牛米 的第 2 4 与/ 利田的無效	
新	IΠ
(出席の特例) 第12条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)を活用した委員会を開き、当該委員会の開会場所以外の場所から委員を委員会に出席させることができる。ただし、第17条第1項の秘密会は、この限りでない。 2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。ただし、委員長が全ての委員をオンラインによる方法で出席させる場合は、この限りでない。 3 オンラインによる方法で委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。ただし、第6条第2項及び第7条の互選並びに第14条の規定による表決においては、この限りでない。 4 オンラインによる方法を活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。	
(委員長及び委員の除斥) 	(委員長及び委員の除斥)
第15条 (略) 2 前項の委員長又は委員が、オンラインによる方法で委員会に出席して いるときは、当該委員長又は委員は、同項ただし書の規定による発言を オンラインによる方法で行うことができる。	あⅠン未 (町)
(出席説明の要求)	(出席説明の要求)
第18条 (略)	第18条 (略)
2 前項の規定により出席を求められた者が、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。ただし、オンラインによる方法での出席を求められた場合は、この限りでない。	2

交野市議会委員会条例(昭和47年条例第24号)新旧対照表

新	IΒ
(公述人の決定)	(公述人の決定)
第22条 (略)	第22条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。	
(代理人又は文書による意見の陳述)	(代理人又は文書による意見の陳述)
第25条 (略)	第25条 (略)
2 前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用し ない。	
(参考人)	(参考人)
第26条 (略)	第26条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。	
4 参考人については、第23条(公述人の発言)、第24条(委員と公述人の質疑)、前条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。	3 参考人については、第23条(公述人の発言)、第24条(委員と公述人の質疑)、第25条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

交野市議会会議規則(昭和47年議会規則第1号)新旧対照表

新	IΒ
目次	目次
第1章 会議	第1章 会議
第1節 総則(第1条―第13条)	第1節 総則(第1条—第13条)
第2節 議案及び動議(第14条―第19条)	第2節 議案及び動議(第14条―第19条)
第3節 議事日程(第20条—第24条)	第3節 議事日程(第20条—第24条)
第4節 選挙(第25条—第33条)	第4節 選挙(第25条—第33条)
第5節 議事(第34条—第47条)	第5節 議事(第34条—第47条)
第6節 秘密会(第48条・第49条)	第6節 秘密会(第48条・第49条)
第7節 発言(第50条—第66条)	第7節 発言(第50条—第66条)
第8節 表決(第67条—第77条)	第8節 表決(第67条—第77条)
第9節 公聴会、参考人(第78条—第84条)	第9節 公聴会、参考人(第78条—第84条)
第10節 会議録(第85条一第89条)	第10節 会議録(第85条―第89条)
第2章 委員会	第2章 委員会
第1節 総則(第90条一 <u>第94条の2</u>)	第1節 総則(第90条— <u>第94条</u>)
第2節 審査(第95条—第111条)	第2節 審査 (第95条—第111条)

交野市議会会議規則(昭和47年議会規則第1号)新旧対照表

新	IΒ
第3節 秘密会(第112条・第113条)	第3節 秘密会 (第112条・第113条)
第4節 発言(第114条—第125条)	第4節 発言(第114条—第125条)
第5節 委員長及び副委員長の互選(第126条・第127条)	第5節 委員長及び副委員長の互選(第126条・第127条)
第6節 表決(第128条—第138条)	第6節 表決(第128条—第138条)
第3章 請願(第139条—第145条)	第3章 請願(第139条—第145条)
第4章 辞職及び資格の決定(第146条―第150条)	第4章 辞職及び資格の決定(第146条―第150条)
第5章 規律(第151条—第159条)	第5章 規律(第151条—第159条)
第6章 懲罰(第160条—第165条)	第6章 懲罰(第160条—第165条)
第7章 協議又は調整を行うための場(第166条 <u>・第166条の2</u>)	第7章 協議又は調整を行うための場(第166条)
第8章 議員の派遣(第167条)	第8章 議員の派遣(第167条)
第9章 補則(第168条)	第9章 補則(第168条)
附則	附則
(出席委員に関する措置)	
は、交野市議会委員会条例(昭和47年条例第24号。以下「委員会条	
<u>例」という。)の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を</u>	
相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインに	
よる方法」という。)で委員会に出席した委員を含む。	

交野市議会会議規則(昭和47年議会規則第1号)新旧対照表

4,00	I.E.
新	
(委員外議員の発言)	(委員外議員の発言)
第117条 (略)	第117条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前2項の場合において、委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。	
(請願者及び紹介議員による趣旨説明)	(請願者及び紹介議員による趣旨説明)
第142条 (略)	第142条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前項の場合において、委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。 (協議等の場の開催方法の特例) 第166条の2 前条の協議等の場について、招集権者が必要と認めるときは、オンラインによる方法を活用して開くことができる。	
さは、オフライフによる方法を活用して囲くことができる。	